国立大学法人電気通信大学発明補償等に関する細則

平成16年 4月 1日 改正 平成20年 3月25日 平成21年 4月 1日 平成23年 1月18日 平成24年 2月21日

平成30年 1月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学職員の職務発明等に関する規程(以下「規程」という。)第14条第3項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)における発明補償の取扱いについて定めるものとする。

(補償金の種類)

- 第2条 規程第7条の規定により特許等を受ける権利を大学に承継させた発明等を行った 職員等(以下「発明者」という。)に対し、大学が支払う対価は、次に掲げる補償金と する。
 - (1) 出願補償金
 - (2) 実施補償金

(出願補償金)

第3条 大学は、規程第9条の規定による特許等の出願を行ったときは、別表第1に掲げる額の出願補償金を発明者に支払う。

(実施補償金)

- 第4条 大学が、職務発明に係る発明等(出願中のものを含む。以下同じ。)について、 実施権の設定許諾をし、又は譲渡することにより、収入を得た場合は、その収入額から 特許出願、維持費及び仲介者手数料等を除き、残りの部分について別表2に掲げる率に より算定した額を実施補償金として、発明者及び原則として発明者の属する研究室に支 払う。ただし、当該発明者の所在が確認できず、また、当該発明者からの請求がなかっ た場合、又は研究室が存在しない場合は、この限りでない。
- 2 発明者からの申し入れにより大学が認める場合には、別表2における大学への配分4 0%を除いた残りの60%について、当該発明等の特性を考慮して、研究室と発明者の 配分比を変更できるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該職務発明に係る発明等について、他の機関から特許 出願、維持費等の支援を受けており、大学が当該機関に対する返還義務を有する場合に は、当該機関との取り決めを優先する。

(転退職又は死亡した発明者の補償金)

第5条 発明者に対する補償金の支払を受ける権利は、発明者が転退職した後においても 存続する。 2 補償金を受ける権利を有する発明者が死亡したときは、その者の相続人がその権利を 承継する。

(支払方法)

- 第6条 大学は、補償金を受ける権利を有する発明者が二人以上あるときは、その発明者 全員で合意した持分の割合に応じた補償金を支払う。持分の合意がなされていないとき は、持分の割合は等分と推定する。
- 2 大学が所有する特許等を受ける権利又は特許権を他に譲渡して得た収入はこれを実施 料とみなし、発明者に支払う補償金については、第4条の規定を準用する。
- 3 大学は、職員等と共同して発明を行った職員等以外の発明者に対し、職員等に準じて 補償金を支払うことができる。
- 4 外国出願を行った場合は、第2条に定める出願補償金を発明者に別途支払うものとする。ただし、複数国に出願した場合であっても、1件の出願として取り扱うものとする。 (その他)
- 第7条 発明者は、住所又は所属に変更があったときには、速やかに電気通信大学産学官 連携センター知的財産部門に届け出なければならない。転退職した場合も同様とする。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成20年3月25日から施行する。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この細則は、平成23年1月18日から施行する。 附 則

この細則は、平成24年2月21日から施行する。 附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 出願補償金

特許1件につき10,000円実用新案1件につき 7,000円意匠1件につき 7,000円

別表第2 実施補償金

発 明 者 30%

研究室 30%

大 学 40%